

大川村集中改革プラン

大 川 村

大川村集中改革プラン

本村では、昭和60年、平成7年及び平成15年4月の三度にわたり行政改革大綱を策定し、今日まで行政改革の実績をあげてきました。

その結果、職員数は平成7年から17年までの10年間で22.9%減少し、給与の水準においても17年4月のラスパイレス指数は88.0と県下でも低い水準となっています。

また、農業委員会の廃止、議会議員、教育委員の定数削減、全ての事務事業の見直しなど様々な改革を進めてきました。

しかしながら、地方交付税制度の見直しに伴う交付税の削減、人口減少による税収の落ち込み等により、自主財源の乏しい本村にとって今後新たに発生する行政需要や災害等の不測の事態にも対処することが困難となるなど地方自治体としての責務を十分果たすことができなくなることも想定されます。こうした厳しい財政環境のなかで住民サービスの低下をきたさないため、今後一層の行政改革を推進する必要があります。下記項目からなる集中改革プランを策定し強力にこれを推進していきます。

- 1 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
- 2 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）
- 3 定員管理の適正化
- 4 手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等）
- 5 第三セクターの見直し
- 6 経費節減等の財政効果

<事務事業の再編・整理、廃止・統合>

1 事務事業の再編整理等の目標（平成17年度～21年度までの5年間の目標）

19年度までに、継続事業である村道改良事業について廃止に向けて検討事務の整理合理化については、事務の簡素化、効率化を図り事務事業の徹底した見直しを行います。

旅費について、車賃、日当など旅費制度の見直しを行います。

村単独補助金について、必要性、事業効果を見極め、見直しを積極的に進めます。

2 事務事業の再編・整理等を行う際の方針

(1) 方針の内容

○方針の基本的な考え方について

事務事業の再編、整理、廃止等については、行政改革推進委員会の意見を反映し、村長、助役、教育長、課長で組織する庁議において意思決定する。

(2) 公表方法

掲示板において公表 3月31日 4月以降各世帯配布

<民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）>

1 公の施設に係る取組み状況

(1) 平成16年度末時点における公の施設の管理運営状況 (施設数)

施設の区分	指定管理者 制度導入済	管理委託 制度導入済	業務委託 実施済	全部直営 (委託していない)	計
レクリエーション・ スポーツ施設		2			2
産業振興施設		1			1
基盤施設					
文教施設		1			1
医療・社会福祉施設		1			1
その他		11			11
合 計		16			16

(2) 17年度～21年度までの5年間の取組目標

検討の区分	施設名と目標の時期・内容	施設数
廃 止		
民間譲渡		
指定管理者制度導入	レクリエーション・スポーツ施設（2）、産業振興施設（1） 文教施設（1）、医療・社会福祉施設（1）、その他（11） 18年度中に指定管理者制度導入	16
業務委託		
管理のあり方の検討		
現行の管理運営方法を継続		

2 その他の事務事業に係る取組状況

(1) 平成16年度末時点における事務事業の委託状況

(事務事業数)

事務事業の種類	全部委託	一部委託	全部直営	計
① 本庁舎の清掃			1	1
② 本庁舎夜間警備			1	1
③ 案内・受付			1	1
④ 電話交換			1	1
⑤ 公用車運転			1	1
⑥ し尿処理	—	—	—	1
⑦ 一般ごみ収集	1			1
⑧ 学校給食（調理）	—	—	—	1
⑨ 学校給食（運搬）	—	—	—	1
⑩ 学校用務員事務			1	1
⑪ 水道メータ検針				0
⑫ 道路維持補修・清掃等	1			1
⑬ ホームヘルパー派遣	1			1
⑭ 在宅配食サービス				0
⑮ 情報処理・庁内情報システム維持			1	1
⑯ ホームページ作成・運営			1	1
⑰ 調査・集計			1	1
⑱ 総務関係事務（給与、旅費、福利厚生等）			1	1
⑲ その他（ ）				
合 計	3		10	16

(2) 17年度～21年度までの5年間の取組目標

検討の区分	事務事業の名称と目標の時期・内容	事務事業数
全部委託		
一部委託		
事務のあり方の検討	全ての業務について、住民サービスの低下をきたさず、経済的効果が期待できるものについては民間委託等の検討をしていきます。	

<定員管理の適正化>

1 平成17.4.1～平成22.4.1までの定員管理の取組み

(1) 数値目標設定の基本的考え方

歳出総額に占める人件費の割合が高く、厳しい財政事情から職員数を段階的に削減する必要があり、平成15年度より55歳を勧奨退職者対象として平成16年度までに4名削減してきた。今後住民サービスに対応できる必要最低限の職員体制とするため、平成17年度現在の職員数27名を段階的に6名22.2%の削減を図り、21名とする目標を設定した。

(2) 17.4.1 から 22.4.1 までの数値目標

行政区分	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	17.4.1~22.4.1	
		4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	計	対17.4.1 純減率
一般行政部門	減員		2		2	1		5	—
	増員								—
	差引		△2		△2	△1		△5	29.4%
	職員数	17	15	15	13	12	12		—
	採用者見込み								—
	退職者見込み		2		2	1		5	—
特別行政部門	減員								—
	増員								—
	差引							△	%
	職員数	4	4	4	4	4	4		—
	採用者見込み								—
	退職者見込み								—
公営企業等会計	減員								—
	増員								—
	差引							△	%
	職員数	6	5	5	5	5	5		—
	採用者見込み								—
	退職者見込み								—
計	減員		2		2	1		5	—
	増員								—
	差引		△2		△2	△1		△5	20.0%
	職員数	27	24	24	22	21	21		—
	採用者見込み								—
	退職者見込み		2		2	1		5	—

17.4.1現在の総職員数	27人	22.4.1現在の目標総職員数	21人
---------------	-----	-----------------	-----

(3) 平成 11.4.1～平成 16.4.1 までの純減実績

	H11.4.1 ①	H16.4.1 ②	純減数 ①－②	純減率	※参考	
					H17.4.1 ③	純減数 ①－③
一般行政部門	23	18	5	21.7%	17	6
特別行政部門	6	4	2	33.3%	4	2
公営企業等会計	4	4	0	0%	6	△2
合 計	33	26	7	21.2%	27	6
定員適正化計画の見直し 状況等	計画見直しに向け作業中					

<給与の適正化>

◎本村における現在の状況は次のとおりです。

項目	本村の状況	国の制度
高齢層職員昇給停止措置	55歳昇給停止	55歳昇給停止
不適正な昇給運用	○一斉昇短・運用昇短等の制度・運用 ・制度なし	制度なし
	○退職時特別昇給 ・制度なし	制度なし
級別職務分類表に適合しない級への格付け等	なし	なし
退職手当の支給率	・自己都合 勤続年数45年 支給率 59.28	勤続年数45年 支給率 59.28
	・定年・勸奨 勤続年数45年 支給率 59.28	勤続年数45年 支給率 59.28
諸手当の状況	○特殊勤務手当 ・手当数 0	—
	○その他の手当 ・手当数 0	
技能労務職員の給与	○適用される給料表の状況 ・技能労務職給料表 4級制 ・国の俸給表との比較 (独自)	行政職俸給表(二)の適用者

◎国と異なる運用の場合、それぞれの是正時期の記載

技能労務職員の給与 18年4月 是正

定員・給与の公表状況

	17年度の公表実績
公表年月日	平成17年5月
公表媒体	ホームページ： http://www. その他の媒体： 広報誌
国の公表様式への準拠	準拠していない
主な公表内容	人件費、職員の給与費、平均給料・平均給与、平均年齢、初任給 経験年数別・学歴別平均給料月額、一般行政職級別職員数、昇給期間短縮、職員手当の状況、特別職の報酬等状況、部門別職員数、定員適正化計画の数値目標及び進捗状況
今後の公表計画	平成18年公表から総務省公表様式に準拠し公表

<第三セクターの見直し>

既存法人の見直し

1. 第三セクターの統廃合・整理等見直しに関する総合的な指針・計画の策定

(1) 16年度末時点における第三セクターの統廃合・整理等見直しに関する総合的な指針・計画の策定状況	計画策定なし
(2) 17年度～21年度までの5年間の取組目標	なし

2. 第三セクターの統廃合・整理等見直しの実施予定

(1) H17. 3. 31時点における第三セクター法人数

1 法人

◎第三セクター名

大川村ふるさとむら公社		

(2) 17年度～21年度までの5年間の見直しの実施予定

検討の区分	対象となる第三セクター名、見直し内容及び目標時期	対象法人数
事業の民間譲渡		
完全民営化 (出資引揚)		
その他の統合		
その他の廃止		
そ の 他		
見直しを行う法人総数		0

監査・点検評価・情報公開の体制等

1. 監査及び点検評価の実施状況と今後の整備目標

(1) 16年度末における第三セクター法人数① (1)	(参考)
①のうち関与法人*の数 (1)	①のうち関与法人以外の法人で委員会等による定期的な点検評価がなされている法人数 (0)
このうち外部監査体制*のある法人数 (0)	
このうち委員会等*による定期的な点検評価*がなされている法人数 (0)	
(2) 17年度～21年度までの5年間の取組み目標	
会計士の指導は受けており当面、現監査体制を強化する	

2. 情報公開実施状況及び取組み目標

(1) 16年度末における下記の項目について情報公開を行っている第三セクター法人数
財務諸表の概要 (1 うち関与法人数 (1))
財政支援の状況・必要性・今後の見通し (1 うち関与法人数 (1))
点検評価の結果 (0 うち関与法人数 (0))
(2) 17年度～21年度までの5年間の取組み目標
諸表・財政支援の状況については公開しているが、点検評価については議会での議論にとどまらず、導入を検討する

第三セクターの役職員と給与の見直し

1. 役職員数及び役職員の定員適正化計画

(1) 16年度末における役職員数			
商法法人	役員数	人	
	職員数	人	
民法法人	役員数	8人	
	職員数	3人	
地方三公社	役員数	人	
	職員数	人	
計	役員数	8人	
	職員数	3人	
(2) 定員適正化計画策定法人数及び名称			
商法法人	法人数	法人名称	
民法法人	法人数	法人名称	
地方三公社	法人数	法人名称	
計	法人数		
(3) 17年度～21年度までの5年間における定員適正化の取組目標			
若者定住を図るため、独立採算性の追求・雇用の拡大を図る			

2. 今後の給与の見直し計画

(1) 16年度末における第三セクターの給与の見直しに関する計画策定状況及びその予定		
(第三セクター名)	策定(改訂)計画名称	策定(改訂)時期
大川村ふるさとむら公社		平成16年度
(2) 17年度～21年度までの5年間の取組み目標		
公務員給与に準じていたものを独自報酬制とする		
年功的給与体制から人事考課・評価等を取り入れ、平成19年度より完全能力報酬制とする		

＜経費節減等の財政効果関係＞

経費節減等の財政効果

経費節減等の財政効果に関する項目

		項目	H12～16 の実績	H17	H18	H19	H20	H21	H17～21 の財政効果額	
歳入	超過課税の実施、法定外税新設									
	税の徴収対策									
	使用料・手数料の見直し									
	未利用財産の売り払い等									
	その他									
歳出	人件費削減	職員削減（議員含む）	62,565	9,000	27,000	27,000	45,000	54,000	162,000	
		退職者不補充の場合の効果額	52,073	9,000	27,000	27,000	45,000	54,000	162,000	
		嘱託、臨時、派遣職員等の活用の場合の効果額	5,660							
	給与等削減	職員	給料							
			手当	2,208						
		三役等特別職	給料	4,944						
			手当	1,340						
		議員	給料	4,968						
			手当	1,346						
		計		14,806						
	その他		7,342							
		福利厚生事業		60						
	組織の統廃合				2,230	2,230	2,230	2,230	2,230	11,150
	民間的経営手法の導入による事務事業費削減									
	指定管理者制度導入によるもの									
施設等維持費の見直し										
補助金等の整理合理化										
投資的経費の見直し										
内部管理経費の見直し										
その他事務事業の合理化			2,140							
その他										
合計			86,853	11,230	29,230	29,230	47,230	56,230	173,150	

※ 財政効果額については、次のような捉えかたをしています。

- ・平成16年度を基準としています。
- ・人件費削減額については、次の考え方により計上しています。
 - 16年度と比較して17年度は1名削減、18年度は2名削減、20年度は2名削減、21年度は1名削減
 - 17年度は削減額を9,000千円計上(1名)
 - 18年、19年度は各年度、削減額を27,000千円計上((1名+2名)×9,000千円)
 - 20年度は、削減額を45,000千円計上((1名+2名+2名)×9,000千円)
 - 21年度は、削減額を54,000千円計上((1名+2名+2名+1名)×9,000千円)
- ・組織の統廃合による削減額については、農業委員会の廃止、教育委員会委員定数を5人から3人に減少したことによる額を計上しています。
 - 17年度以降農業委員会廃止による削減額を1,290千円、教育委員定数減による削減額940千円、合計2,230千円計上

＜地方公営企業関係＞

◎本村は、以下の事業を地方公営企業として実施しています。

経営改革の推進

(1) 16年度末におけるこれまでの経営改革の取組状況

事業名	これまでの経営改革の具体的な内容

(2) 17年度～21年度までの5年間の経営改革の取組目標、目標の具体的な内容及び取組時期

事業名	経営改革の取組目標	目標の具体的な内容	取組時期

定員管理の適正化

1 定員管理の適正化

		17.4.1～ 22.4.1	対 17.4.1 純減率	11.4.1～ 16.4.1 純減実績	対 11.4.1 純減率	※参考
						H 16.4.1 と H 17.4.1 の職員数の 比較
〇 〇 事業	採用者見込 (A)					
	退職者見込 (B)					
	純減数 (B) - (A)					
	定員適正化計画 における数値目 標設定の考え方 や取組内容					
		H17.4.1 職員数	人	H22.4.1 職員数	人	
〇 〇 事業	採用者見込 (A)					
	退職者見込 (B)					
	純減数 (B) - (A)					
	定員適正化計画 における数値目 標設定の考え方 や取組内容					
		H17.4.1 職員数	人	H22.4.1 職員数	人	

・職員数の多い事業等、特に示す必要のある事業について、公営企業分として記載。

給与の適正化

◎ 企業職員において一般の職員と同様に、総務省の新地方行革指針に示された給与制度上の重点事項に取り組む必要があります。（一般職員と同様であれば一般へ含めても可）

項目	本市（町村）の状況	国の制度
高齢層職員昇給停止措置	歳昇給 停止（延伸）	55歳昇給停止
不適正な昇給運用	○一斉昇短・運用昇短等の制度・運用 ・	制度なし
	○退職時特別昇給 ・	制度なし
級別職務分類表に適合しない級への格付け等	（例：職務分類表上では6級に該当する職員を、運用上、7級に格付けしている。）	なし
退職手当の支給率	・自己都合 勤続年数 ○年 支給率 ○○. ○	勤続年数45年 支給率 59.28
	・定年・勸奨 勤続年数 ○年 支給率 ○○. ○	勤続年数45年 支給率 59.28
諸手当の状況	○特殊勤務手当 ・手当数 ○手当 ・不適切とされる手当の状況 （手当名とその内容）	—
	○その他の手当 ・手当数 ○手当 ・不適切とされる手当の状況 （手当名とその内容）	
技能労務職員の給与	○適用される給料表の状況 ・技能労務職給料表 ○級制 ・国の俸給表との比較 （国準拠・一部異なる・独自）	行政職俸給表（二） の適用者

◎ 国と異なる運用の場合、それぞれの是正時期の記載

定員・給与の公表状況

3 定員管理、給与の適正化の公表状況

	17年度の公表実績	今後の公表計画
公表媒体	ホームページ： http://www.	
	その他の媒体：	
国の公表様式への準拠		
公表内容		

経費節減等の財政効果

(経営改革の推進、定員管理・給与の適正化)

《〇〇事業》

	項目	H11~16	H17	H18	H19	H20	H21	H17~21の財 政効果額
		の実績						
収入	未収金の徴収対策							
	料金の見直し							
	未利用財産の売り払い等							
	その他							
支出	人件費削減	職員削減						
		退職者不補充の場合の効果額						
		嘱託、臨時、派遣職員等の活用の場合の効果額						
	給与等削減							
	組織の統廃合							
	民間的経営手法の導入による事務事業費削減							
	その他							
合計								

※ H16はH11年度～16年度（H11年度～16年度）までの実績、H17以降は各年度における取組みの目標数値（対前年度の効果額）となっています。

※ 財政効果額については、次のような捉えかたをしています。

(記載例)

- ・ 平成16年度を基準としています。
- ・ 人件費削減額については、次の考え方により計上しています。
 - 16年度と比較して17年度は5名削減、19年度は3名削減
 - 17～18年度は各年度、削減額を〇〇〇千円計上（5名×〇〇千円）
 - 19～21年度は各年度、削減額を△△△千円計上（（5名+3名）×〇〇千円）
- ・ 外部委託により人件費の削減を図ったものについては、人件費の減と委託料の増の差額を計上しています。